

長岡京市市民協働のまちづくり指針

人と人がつながって みんなでつくろう長岡京

平成22年3月

長岡京市

目 次

はじめに	1
1 長岡京市における協働の取組みや市民活動の現状	
(1) 住民自治組織の現状	2
(2) 市民参画協働推進の経緯	2
2 指針策定の趣旨	
(1) 行政の守備範囲や市民と行政の役割分担	4
①新しい公共の拡充	4
②自助・互助・共助・公助の再認識	6
(2) 市民協働の目的・目指すべき姿	6
3 市民協働に関する基本的な考え方・基本原則	
(1) 市民協働の定義	7
① 異なる多様な主体	7
② 特性を活かす	7
(2) 協働の担い手の役割	8
① 市民（個人）の役割	8
② 住民自治組織の役割	9
③ 市民活動団体の役割	9
④ 各種団体の役割	10
⑤ 企業の役割	10
⑥ 大学の役割	10
⑦ 行政の役割	10
(3) 市民協働のルール・基本原則	12
① 目的と目標の合意と課題の共有	12
② 相互理解の促進	12

③ 対等性の確保	-----	12
④ 責任と役割の明確化	-----	12
⑤ 担い手の相互変容	-----	12
⑥ 情報の共有と公開	-----	13
⑦ 検証と評価の実施	-----	13
(4) 協働による効果	-----	13
① 公共サービスの向上	-----	13
② 行政の効率化と行政体質の改善	-----	14
③ コミュニティの醸成・地域力の向上	-----	14
④ 協働の担い手にとっての効果	-----	14
4 市民と行政の協働		
(1) 市民が主体的に行った方が効果がある事業	-----	15
① 市民参画が求められている事業	-----	15
② 市民の当事者性が発揮される事業	-----	15
③ 柔軟できめ細かいサービスが求められる事業	-----	15
④ 専門性が求められる事業	-----	15
⑤ 先駆性が求められる事業	-----	16
⑥ 迅速な対応が求められる事業	-----	16
⑦ 地域の実情に合った事業・地域視点が求められる事業	-----	16
(2) 行政にしかできない施策・事業	-----	16
(3) 行政がとれる協働の手法・形態	-----	16
(4) 協働の領域	-----	17
5 市民協働のまちづくり推進方策		
(1) 情報提供・情報共有・意見交換	-----	19
(2) 新たな市民協働事業の展開と市民活動・地域活動への支援	-----	19
① 新たな市民協働事業の選定・実施	-----	19
② 市民協働事業の評価	-----	19
③ 地域コミュニティの活性化	-----	20

④ 事業の連携・協力	20
⑤ 活動の場の提供	20
⑥ 財政的支援	20
⑦ 人材育成への支援	21
(3) 職員の意識改革・推進体制	21
① 職員の意識改革	21
② 庁内推進体制の整備・充実	21
(4) 市民協働推進計画の作成	21

はじめに

昨今の少子高齢化の進展やそれに伴う人口減少など、社会状況の大きな変化に伴い、地域を取り巻く環境や人々の価値観は大きく変化してきました。雇用や格差社会への不安が顕在化する中、成長社会から成熟社会への転換を見据えた社会・経済システムの見直しが求められているといえます。

明治以来築かれてきた中央集権型の行財政システムでは、もはやこれらの課題に対応できない状況にあります。平成 12 年に施行された地方分権一括法をきっかけとして、長岡京市をはじめとする地方公共団体には自らの判断と責任で創意を發揮し、個性豊かで活力あるまちづくりを推進することが期待されています。さらに、税金など歳入の減少に対して、扶助費等の歳出が増加し、行財政改革が進むなか、限られた予算や職員、今までの画一的な方法では、それらに十分に対応することが困難になってきています。

一方、平成 7 年の阪神淡路大震災をきっかけに、全国的にボランティア活動が活発化し、平成 10 年の「特定非営利活動促進法」（通称 NPO 法）の制定を機に、市民活動団体の法人化が促進され、NPO が新たなサービス供給主体として注目されてきました。

このような状況の下、市民にとって必要性の高い施策や事業に重点的に資源を配分し、地方分権時代にふさわしい特色ある地域づくりを進めていくうえで、市民参画・協働の重要性が高まっています。

長岡京市では、平成 12 年度に策定した「長岡京市第 3 次総合計画」において、市民の参画と協働による市政を推進することを「まちづくりの基本姿勢」として位置付け、施策を推進してきました。

その後 10 年足らずの間に市民活動はかなり活発に行われるようになりましたが、まだまだ市民と行政が対等な立場で協働して地域課題を解決する事例はそう多くはありません。個々の市民、ボランティア団体、NPO、住民自治組織、企業、行政などがお互いの存在を理解、尊重し、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、対等な立場で協力し、補完し合いながらパートナーシップによる「市民協働のまちづくり」を進めていくことが、これからも一層強く求められてきます。

この指針は、「市民協働のまちづくり」を推進するにあたり、市民協働に関する現状・課題とその必要性や基本的な考え方を明らかにするとともに、推進方策、環境整備の方向性を明らかにし、市民と行政が目指すべきまちづくりの方向を共有するために策定するものです。

1 長岡京市における市民協働の取り組みや市民活動の現状

(1) 住民自治組織の現状

本市においては、昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長期に人口が急増し、昭和47年に市政を施行しました。

その間、各地域において自治会組織が誕生し、昭和44年には自治会相互の連携を図り住民自治活動を推進するため「自治会長会」が結成されました。その後も新興住宅地が開発されるに伴い、新たな自治会が設置され、現在58の自治会が自治会長会を構成しています。しかし、小規模な住宅開発などは必ずしも自治会結成に繋がらない場合もあり、未組織地域も出てきました。

自治会長会は、新旧住民の連携や交流を通じて、活発な地域コミュニティ活動に寄与し、各種団体の活動にも大きく影響を与えてきました。また、自治会は行政と地域住民との橋渡しの役割を担い、本市のコミュニティ活動の中心を担ってきたといえます。また、各自治会は結成された経緯や活動年数、規模などはまちまちですが、災害時などの住民自治組織の重要性に目が向けられるようになり、その役割はますます大きなものとなっています。

しかし、近年、自治会の加入率は低下し、役員の人材不足や未加入世帯への対応などの課題を抱えている自治会も出てきました。

今後は、NPO やボランティア団体、企業など、他の地域の担い手と連携・協力し、役割分担も行いながら、課題の発見、解決に向け活動していくことが求められます。

(2) 市民参画協働推進の経緯

平成9年に市の呼びかけにより「長岡京市まちづくり市民懇談会」（通称まち懇）が発足し、市民と市の協働により、市民の視点で主体的にまちづくりを考える活動を行いました。このまち懇の活動をきっかけに市民主体の活動が大きく展開される中、平

成14年に市民活動の拠点施設として「長岡京市民活動サポートセンター」を開設、公設民営の施設としてスタートしました。平成17年には、JR長岡京駅前に整備された「長岡京市立総合交流センター」に移転するとともに、指定管理者制度を導入し、現在の「市民活動サポートセンター」に至っています。

その間、社会問題や地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う市民の増加にあわせて、NPOなどテーマ型の市民活動団体も数多く組織化され、環境や子育て支援などの分野で、行政との新たな協働による取組みが進められてきました。

「市民活動サポートセンター」は、そのような団体の活動拠点として、登録団体、利用者ともに年々増加しており、環境、福祉、まちづくりをはじめとする様々な分野で、市民の主体的な活動が広がりを見せています。

併せて、市においては、「長岡京市情報公開条例」や「審議会等の設置及び運営に関する基準」、「長岡京市意見公募手続運営要綱（パブリックコメント手続制度）」の制定など、市民が市の政策形成に参画するための制度の整備を行ってきました。

また、総合計画や環境基本計画策定に際し、市民公募による審議会への参画やワークショップ形式での合意形成など、市民を巻き込んだ新たな手法による政策形成を図ることが定着しました。

2 指針策定の趣旨

(1) 行政の守備範囲や市民と行政の役割分担

戦後60年を振り返ると、行政が住民の要望を実現するという形で施策を考え、さまざまな公共事業を実施してきました。このような行政システムは、物質的に豊かな生活の実現に大きく寄与しましたが、行政の権限は肥大化し、本来住民のものであった自治を行政に委ねてしまうことになりました。その結果、住民が行政に要望し行政が事業を行うという、行政対住民という関係が出来てしまったことも事実です。

その後、バブル経済が崩壊し、経済の停滞が続いた1990年代以降においては、国も地方自治体も財政は危機的な状況に陥っています。また、核家族化や少子高齢化、経済のグローバル化が進み、自殺者や児童虐待の増加、地域雇用の不安などさまざまな問題が発生しています。さらに、地球環境の変化も私たちの生活に暗い影を落とし、「私たちは本当に豊かになったのか」と疑問を抱く人が増えています。

昨今の問題の多くは、これまでに形成されてきた社会構造の中で、人と人の関係が希薄になり、コミュニティが弱体化してきたことに起因しています。これらの問題は、これまでの行政システムでは対応できないものであり、市民と行政のあり方や関係性を変えていくことが求められています。地域の課題は地域で暮らす人たちがまず考え、自ら行動していくことが必要です。市民と行政のあり方が今まさに変わらなければならない時期に来ているといえます。

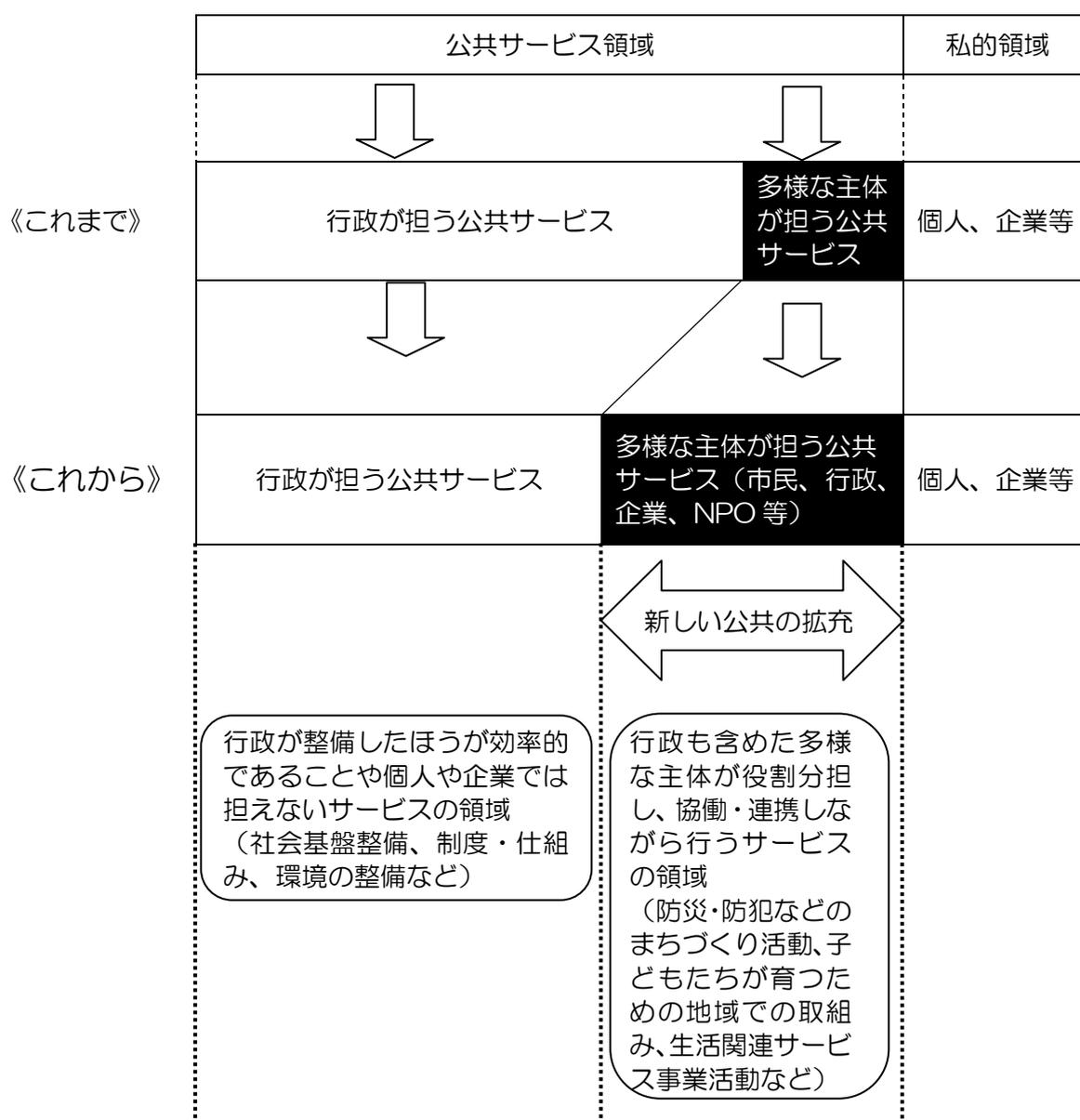
そこで、次のような考え方に基づく行政の守備範囲や市民と行政の役割分担の見直しを行う必要があります。

① 新しい公共の拡充

多様化、高度化した市民ニーズにきめ細かく応えるには、「公共的なことはすべて行政が担うべき」との考え方を変え、市民、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業など地域に関わるすべての主体が、担い手として積極的に社会参画

する必要があります。また、それぞれが役割と責任を果たすことにより、地域社会全体で公共・公益を担うことが求められており、このような公共サービスの領域「新しい公共」を広げることが必要です。

※ 多様な主体が担う公共サービスの領域（「新しい公共」）イメージ図



② 自助・互助・共助・公助の再認識

地域防災、地域福祉等の活動の中で、地域コミュニティの重要性が見直されています。身の回りの問題は、まず個人（「自助」）や家庭・近隣住民（「互助」）が解決にあたり、個人レベルで解決できない問題は地域グループ・団体・組織の助け合いで解決し（「共助」）、それができない問題は行政が解決する（「公助」）という、「自助・互助・共助・公助」を再認識する必要があります。

それぞれ、自分たちが出来ることは責任をもって行ったうえで、できないことをお互いに補完し合うことが基本となります。

（２） 市民協働の目的・目指すべき姿

市では、「長岡京市第3次総合計画第2期基本計画」において、施策の大きな柱のひとつとして「市民と行政の協働によるまちづくり」を掲げ、まちづくりの推進方策として位置付けています。

「住みつづけたい みどりと歴史のまち 長岡京」を将来都市像とし、その実現のためには、これまでの行政主導によるまちづくりではなく、多様な市民の知恵と力を結集し相乗効果を創出できる、市民と行政の協働によるまちづくりを進めることが不可欠です。

「人と人がつながって みんなでつくろう長岡京」

3 市民協働に関する基本的な考え方・基本原則

(1) 市民協働の定義

「市民協働」とは、異なる多様な主体が、公共的な分野で共通の目的・課題に対して責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むことです。相互の立場や特性を活かし、理解し尊重しながら協力することにより、それぞれが単独で実施するよりも効果的、効率的に事業を行うことが可能となります。

また、協働することによって市民自らが公共的な分野でサービスの提供者となることができるため、サービスの向上に限らず地域力の向上や自治意識の高揚に繋がります。

① 異なる多様な主体

異なる多様な主体とは、行政のほか、市民（個人）、住民自治組織、市民活動団体、各種団体、企業、大学、その他の法人（特別法による社会福祉法人や一般社団・財団法人、公益社団・財団法人など）を含んでいます。

ここでは、市民（個人）のほか、法人格の有無にかかわらず、自主的・自立的に公益的な活動に取り組む民間非営利団体を主な対象としています。企業や大学においても社会貢献活動の範囲で協働の主体になります。

② 特性を活かす

特性を活かすとは、それぞれの異なる主体の特性（強み）を活かした連携方策を見出すことです。

■市民（個人）、住民自治組織、市民団体の特性、各種団体の特性＜強み＞

柔軟性、即応性、専門性、当事者性、先駆性、創造性

■企業の特性＜強み＞

技術力、資金力

■大学の特性＜強み＞

専門性、若者の参画

など、それぞれの特性<強み>を活かすことをいいます。

■行政の特性<強み>

確実性、信頼性、持続性、公平性、組織力

(2) 協働の担い手の役割

市民協働のまちづくりを進めるためには、協働を行う主体（協働の担い手）がそれぞれの特性<強み>を発揮していくことが必要であり、それぞれの役割を認識し、協働を行うことで、単独ではできなかった新しい事業やきめ細かいサービスを提供することができます。

① 市民（個人）の役割

■情報の収集・発信

新聞、市広報・ホームページや様々な学習機会を通じて、まちの情報を収集すること。また、まちの課題や魅力を発見し、その情報を積極的に発信すること。

■地域活動への参加

地域への関心を持ち、自分の住む地域の活動（自治会活動等）に積極的に参加すること。

■市民活動・社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を市民活動やボランティアなどの社会貢献活動に活用すること。

■行政との関係性の意識改革

まちづくりの主体は市民であるという市民自治の意識を持ち、主体的にまちづくりに関わること。

② 住民自治組織の役割

■地域の中の組織づくり・ネットワークづくり

市民の一番身近な生活の場としての、住民自治組織は、防災、防犯、福祉、環境など、日常のあらゆる分野において重要な役割を担っているが、役員などの高齢化が進み、活動に支障が出ている場合もあるため、後継者育成を含めて、青年部の設置など地域の中の組織づくりを推進すること。

■住民の交流

地域への愛着を活かした取組みや住民が参加できる催しを開催し、住民間の交流機会を提供すること。

■地域の課題解決

従来、地域はお互いが助け合いながら自分たちの課題を解決してきたが、時代の変化とともに行政や企業が代行し、地域づくりの機能が衰退しているため、地域の課題を自ら探し、自ら考え行動して解決する取組みを推進すること。

③ 市民活動団体の役割

■専門的知識や情報の活用

社会の変化による新たな課題に対して、独創性、先駆性、専門性、柔軟性、機動性を持って対応できるという優れた特徴、専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用すること。

■活動の場の提供

自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供すること。

■活動の強化拡大

様々な催しに参加し、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大すること。

■公共サービスの提供

多様化する市民ニーズに加えて、幅広い公共サービスを提供すること。

④ 各種団体の役割

■まちづくりへの参加

団体の動員力などを活かして、積極的にまちづくりに参加すること。

■市民活動・地域活動への支援

市民活動団体の活動や住民自治組織の地域活動に対して、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援すること。

⑤ 企業の役割

■まちづくりへの参加

地域の一員として、積極的にまちづくりに参加すること。

■社会貢献活動のための環境づくり

ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動をしやすい環境を整備すること。

■市民活動・地域活動への支援

市民活動団体の活動や住民自治組織の地域活動に対して、資金的援助や人的な支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援すること。

⑥ 大学の役割

■まちづくりへの参加

学生の積極性や専門性を活かして、積極的にまちづくりに参加すること。

■市民活動・地域活動への支援

学生の課外活動の機会の提供、生涯学習に関する教職員の講師派遣、各種公開講座の実施など、場所や人的な支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援すること。

⑦ 行政の役割

■情報の公開・提供・共有、対話の拡充

市民活動やまちの動きを的確に把握し、市の事業計画や進捗状況などとともに情報を公開し提供して、市民と情報を共有すること。

市民と行政の相互理解による信頼関係を築くため、「双方向のコミュニケーション=対話」を拡充すること。

■環境の整備

まちづくり活動に対する支援体制や市民活動サポートセンターなど活動拠点の整備、窓口機能の充実、市民と市民や市民と行政のネットワーク構築など、協働の環境を整備すること。

■参画機会の提供

多くの市民が市の事業に参加できるようにするとともに、計画策定や審議会等に市民が積極的に関わられるような体制を整備すること。

■協働の啓発・人材の育成

協働に対する理解と実践意識を浸透させるために、あらゆる機会を通じて、協働事例のPRや啓発をすること。

各種講座や講演会などの学習の場を提供して、市民に専門的な知識を習得してもらい、協働の担い手を発掘し育成すること。

■職員の意識改革

研修等を通じて、市民協働の重要性を職員個々が認識し、市民と行政が同じ目線で理解しあえる対等な関係になれるよう職員意識を改革すること。

地域や市民活動への参画を促進し、実践を通じた職員の意識づくりを推進すること。

■推進体制の整備

組織を越えて連携を行い、組織横断的に市民協働を進めるために、全庁的な体制を整備すること。

(3) 市民協働のルール・基本原則

協働を実施する際には、協働の担い手が共通のルール・基本原則を理解しておく必要があります。

① 目的と目標の合意と課題の共有

それぞれの活動や事業などの目的と目標について、お互いが合意を図り、共通する課題を発見・共有する過程において、パートナーの自主性を尊重し、互いの特性を最大限に発揮し、相乗効果を得るための土台を築きます。

② 相互理解の促進

協働を行う際には、それぞれが立場や考え方を異にする自立した主体であることを認識し、お互いを理解し、自主性を尊重したうえで、知恵と力を結集し、相乗効果の創出に努めます。

③ 対等性の確保

協働を行う当事者が、同じ課題解決の当事者であり、相互に補完しあいながらも、相互依存にならないよう、対等な関係であることを常に意識するとともにそれぞれ主体性のある意志に基づき、協働する中で、それぞれの特性が発揮できる対等の関係を築くことが必要です。

④ 責任と役割の明確化

相乗効果を最大限に発揮できるよう、お互いの特性から果たすべき役割と責任の分担を明確にしておかなければなりません。役割と責任が曖昧であれば、事業の実施段階でトラブルが生じる原因となります。

⑤ 担い手の相互変容

協働の担い手がお互いの違いや特性を認め、活かすことで、共に育ち、共に学

び、共に変わることで、新たな協働につながります。

⑥ 情報の共有と公開

事業を円滑に実施するために、お互いが情報の共有に努めます。

また、情報を公開し、理解が得られるよう透明性を確保するとともに、協働に参画する機会やサービスの受け手に対し公平性を確保する必要があります。

⑦ 検証と評価の実施

事業終了後、成果を共有するために検証と評価を実施し、当初の目的や目標が達成されたかどうか、自己評価、相互評価、第三者評価などを行い、手法や役割分担が適正であったか確認します。

検証と評価を実施することで、協働についての成功点や問題点を共有し、お互いがその経験を新たな活動へつなげていくことが出来ます。

(4) 協働による効果

協働することは、協働事業そのものの質的向上はもとより、事業に係る多様な主体や地域住民に複合的な相乗効果をもたらします。

中でも、以下に挙げるような効果が期待できます。

① 公共サービスの向上

協働で事業を行うことにより、専門性や柔軟性、即応性、先駆性などパートナーがもつ特性を活かすことで、よりきめ細やかで良質な公共サービスが提供できます。

また、当事者である市民が公共サービスの担い手となることで、当事者の視点に立った課題解決を図ることが出来ます。

② 行政の効率化と行政体質の改善

市民の視点が生きた新たな施策や手法に取り組んでいくことや、役割分担をしながら事業を進めていくことで、行政の効率化やスリム化が図られます。

また、協働を通じて市民と行政の距離が近くなれば、職員の意識の変化につながると共に、市民と行政の理解が深まることで、市民の行政に対する信頼性の向上が期待できます。

③ コミュニティの醸成・地域力の向上

協働を進める中で、地域住民自身の地域に対する愛着や連帯感が強くなり、地域コミュニティが醸成されます。今まではサービスを受けることが中心であった市民が、協働を通して課題と向き合うことにより、地域課題を自らの課題として捉え、個人で解決できない問題は地域で、地域だけで解決できない問題は行政と協働で、と意識し行動するようになり、課題をより早く、より適切に解決できるようになります。

④ 協働の担い手にとっての効果

協働することで上記のような効果が期待されるとしても、肝心のパートナーにメリットがなければ、ただの事業の押し付け、丸投げになってしまいます。

協働する目的は、それぞれの主体が持つ資源を活用することで社会的使命の実現を図ることであり、人材や知識を様々な場で活用することができます。

協働の担い手にとって効果をいかに見いだせるかが、協働事業を成功させるポイントであるといえます。

4 市民と行政の協働

市民協働には、市民セクター間の協働や市民と行政の協働など、さまざまな協働があります。

市民と行政の協働については、これまでもさまざまな形で行われてきましたが、今後は、新たな協働のあり方も模索していく必要があります。

(1) 市民が主体的に行った方が効果がある事業

市民が主体的に行い、行政が側面的に支援することで効果がでる事業として、次のような事業が考えられます。

① 市民参画が求められる事業

市民が積極的に地域運営に関わることで新しい発想や地域の活性化へとつなげることが期待できます。

② 市民の当事者性が発揮される事業

当事者である市民が主体的に課題解決に取り組むことによって、地域課題を自らの問題として捉えた活動をすることが期待できます。

③ 柔軟できめ細かいサービスが求められる事業

公平性や平等性の観点から行政には対応が難しいケースに対し、NPO や市民団体のもつ柔軟性を生かし、協働して取り組むことによって、個別ニーズや地域の特性への対応が期待できます。

④ 専門性が求められる事業

NPO や市民（団体）がその活動を通じて蓄積している知識や技能、発想を生か

すことで、市民サービスをより効果的な実施が期待できます。

⑤ 先駆性が求められる事業

行政では制度面等から取り組みが難しく、まだ対応できていない新しい市民ニーズに対して、前例にとらわれることなく、独自の取り組みによる解決が期待できます。

⑥ 迅速な対応が求められる事業

迅速な意思決定や対応が求められるニーズや課題（災害時など）に対し、NPOや市民団体の機動性が発揮されることが期待できます。

⑦ 地域の実情に合った事業・地域視点が求められる事業

地域社会特有の課題を解決するために市民目線で解決することによって、市民のニーズに合った施策が期待できます。

(2) 行政にしかできない施策・事業

行政としての権力的な行為や法的に行政が行うべきものとされている施策・事業（都市基盤整備、条例制定、生活保護、福祉の措置、課税など）があり、当然のことながら、この領域については、行政が責任をもって行います。

(3) 行政がとれる協働の手法・形態

協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。市民と行政との協働は様々な形態が考えられ、個々の事業目的等に応じて適切な協働の手法や形態を選択します。

	協働の形態	概 要
1	政策立案	事業検討に当たって、協働の担い手から意見や提言を受ける形態のこと。
2	事業委託	専門性、先駆性、柔軟性など協働の担い手の特性や能力を活かすことで、事業の有効性、効率性が向上すると認められる事業について、その全部又は一部を委ねること。
3	事業協力	目標や役割分担を決め、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業を行うこと。
4	実行委員会・協議会	複数の市民や行政が共に主催者として実行委員会や協議会を設置し、事業企画や運営・実施にあたるもの。
5	共催	協働の担い手と行政が、共に主催者となって事業を行うこと。
6	補助・助成	協働の担い手が主体となって行う事業に、行政が政策目的達成の観点から、資金的援助の支援を行うこと。
7	後援	協働の担い手が主体となって行う事業に、行政が名義後援など、資金以外の支援を行うこと。

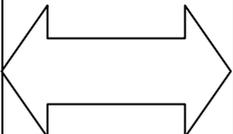
(4) 協働の領域

市民と行政の関わりは、次の図のように、行政が責任を持って行う領域から、市民が主体的、自律的に活動する領域まで、5つの領域が考えられます。このうち、市民と行政が協働を進める領域は、Ⅱ～Ⅳの3つを基本とします。

この領域は、固定的に考えるのではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくことが大切です。

また、市民と行政との協働は様々な形態が考えられ、個々の事業目的等に応じて適切な協働形態を選択することが必要です。

市民と行政の協働の領域と形態の関係

行政の領域				市民の領域
<p>I 行政主体</p> <p>行政が執行者としての責任を持って行う領域</p> <p>(主なもの) 都市基盤整備、条例制定、生活保護、福祉の措置、課税など</p>	<p>II 行政主導</p> <p>行政が主導し、市民に委嘱する市民参加方式による領域</p>	<p>III 双方同等</p> <p>行政と市民が協働で立案・実行する領域</p> <p style="text-align: center;">  狭義の協働の範囲 </p>	<p>IV 市民主導</p> <p>市民が主導し、行政が協力・支援を行う領域</p>	<p>V 市民主体</p> <p>市民が主体的かつ自立的に活動する領域</p> <p>(主なもの) 隣近所の助け合い、見守り活動など</p>

5 市民協働のまちづくり推進方策

長岡京市における協働の取組みや現状・課題を踏まえ、市民協働のまちづくりを推進するための施策の方向を示し、市民活動を支援するとともに、庁内推進体制の強化を図ります。

(1) 情報提供・情報共有・意見交換

市民と協働を進めていくためには、市民と行政がそれぞれの特性や立場を理解し、対等な立場で協議する必要があります。お互いの情報を提供し、共有する機会や意見交換の場を設けていきます。その際には、政策の反映や事業化などを視野に入れた新たな手法を取り入れます。

また、市広報やホームページ等により、協働事業に関する情報を提供・発信します。

(2) 新たな市民協働事業の展開と市民活動・地域活動への支援

① 新たな市民協働事業の選定・実施

市民と行政が対等な立場で協働事業を進めていくためには、行政からの依頼や提案だけでなく、市民や団体からの依頼や提案、応募が出来る仕組みを作る必要があります。

その際には、広く市の事業の内容を公開したうえで、市民活動団体などからの事業提案や応募による事業の選定を行い、市民、行政の役割分担を明確にしたうえで、市民協働事業を実施します。

② 市民協働事業の評価

実施した市民協働事業については、地域のニーズを反映し、対等なパートナーとしてそれぞれの特性を活かして実施できたかどうか、成果を十分評価し公開し

た上で、次の事業実施に活かします。

③ 地域コミュニティの活性化

地域における様々な主体が協力し連携を図りながら、それぞれの立場で「新しい公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが提供されるよう、様々な地域のエリアに応じた取組みを支援します。

特に、小学校区を単位とした地域コミュニティ活性化事業を重点的に推進します。

④ 事業の連携・協力

市民活動団体が実施する公益的な事業については、信頼性を確保し、より広範な市民に呼びかけるため、積極的に共催や後援を行います。

また、市民ニーズにきめ細かく対応し、市民活動団体の専門性やノウハウを活かした事業展開を進めるために、団体と連携、協力し事業を実施するとともに、必要に応じて委託を進めます。

⑤ 活動の場の提供

幅広い市民や団体が連携・交流し、活動を活性化するために、「市民活動サポートセンター」の機能の充実を図るとともに、市民への周知を図ります。

また、単独で事務所を確保することが困難な団体に、事務所機能を担える場（市民活動オフィスフロア）の提供を行います。

⑥ 財政的支援

市民活動を組織的に実施し継続するには、財政基盤の確立が不可欠です。公益事業に対する適正な補助、資金貸付制度などを活用した支援に努めます。

また、新たな公共を担える市民活動団体に対し、公募型の事業補助を拡充します。

一方、行政が事務局を担っている既設の市民活動団体に対しては、名実ともに

市民活動が推進されるよう、自立した事務局体制の促進に努めます。

⑦ 人材育成への支援

ボランティアや市民活動を始めたい人に対し、適切に市民活動につなげるために、市民活動サポートセンターや社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、相談体制を充実します。

また、市民協働に関する研修会を行政職員とともに実施します。

(3) 職員の意識改革・推進体制

① 職員の意識改革

市民協働を推進していくためには、実際に事業実施を担当する職員が、市民が行う公益的な活動の社会的役割、特性や実態、協働の必要性などを十分理解することが必要です。そのため、この指針の趣旨の周知を図るとともに、市民とともに研修などを実施し、理解の促進に努めます。

② 庁内推進体制の整備・充実

市民協働を推進するためには、職員一人ひとりの意識改革に加え、組織として協働を推進するための体制を整備・充実し、推進本部の設置など、全庁的、組織横断的に協働を推進します。

(4) 市民協働推進計画の作成

本指針を具体化するために、「(仮称)市民協働推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定するとともに、具体的な事務手順を定めた「(仮称)市民協働マニュアル」を作成します。

その際には、「長岡京市市民参画協働懇話会」(以下「懇話会」という。)での意

見を参考にするなど、市民との協働により進めます。

また、懇話会で推進計画の進行管理を行い、市民に公表します。

長岡京市市民協働のまちづくり指針資料編

目 次

用語解説	1
長岡京市市民参画協働懇話会設置要綱	2
長岡京市市民参画協働懇話会委員名簿	3
長岡京市市民参画協働推進本部設置要綱	4
長岡京市市民参画協働推進本部名簿	6
長岡京市市民協働のまちづくり指針策定の経過	7
長岡京市における市民参画協働に関する取り組み経過	8

■用語解説

用語	解説
公共サービス	個人レベルでは解決できないことや非効率になることを社会全体で補い、提供するサービスのこと。このうち行政が実施主体となっていくものを行政サービスという。
新しい公共	多様な主体が地域の実情に応じて連携・協働し実施する公共サービスのことをいう。 従来は、行政が中心となっていくサービスだけが公共サービスと言われていたが、介護や子育てなど以前は家庭内で行われていた私的活動においても、経済・社会構造の変化に伴い公共サービスとして提供されることが増えてきており、その範囲は広がっている。
地域活動	特定の地域で行われる市民活動。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
パートナーシップ	市民・市民活動団体・事業者（企業）・行政などが、お互いに信頼のおける相手と認め合い、連携・協力によって生み出される相乗効果により、単独では実現困難な事業を効果的に達成するための連携・協力関係のこと。
非営利	無償ということではなく、事業から生じた余剰利益を構成員で配分しないこと。（サービスの提供など事業実施において収入を得てはいけないということはない。）
ボランティア	自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加すること。
市民（個人）	市内に居住し、または市内で活動するすべての個人をいう。
住民自治組織	自治会など一定の地域の住民によって組織される自治組織。
市民活動団体	NPO、ボランティア団体など、一定のテーマ・目的に沿って市民活動を行っている団体。
NPO	[nonprofit organization]の略。利益を上げることが第一の目的とせず、社会にあるさまざまな課題（環境、福祉、まちづくり、国際交流、教育、文化、スポーツなど）を考え、その解決を組織の目的・使命に掲げて活動している民間の団体・組織のこと。 NPOのうち法律により法人格を有している団体を「NPO法人（特定非営利活動法人）」という。
各種団体	老人クラブ、商工会、観光協会、農業団体、女性の会、PTAなど、上記以外の団体。
大学	長岡京市内の場合は、大阪成蹊大学芸術学部、西山短期大学をいう。

■長岡京市市民参画協働懇話会設置要綱

(設置)

第1条 長岡京市における市民の参画と協働を推進し、社会の公共的領域を、市民と行政がともに担う地域社会の実現に向けて、基本的な考え方やしぐみについて幅広く意見を求めるため、長岡京市市民参画協働懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、意見の交換、調整又は提言を行うものとする。

- (1) 市政における市民参画協働を進めるための基本的な考え方やしぐみに関すること。
- (2) 市政における市民参画協働に関する具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) その他市民参画協働に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民参画協働政策監において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

■市民参画協働懇話会委員名簿

(敬称略：五十音順)

役職	名前	所属
	川瀬 裕子	市民公募
	喜旦 佳男	市民公募
副会長	工藤 充子	長岡京市児童虐待防止アドバイザー、(特活)ほっとスペースゆう代表
会長	谷口 知弘	同志社大学大学院 教授
	田原 誠一郎	長岡京市環境の都づくり会議、京(みやこ)エコサポーター
	長尾 進	市民公募
	中谷 泰治	長岡京市自治会長会会計
	西田 哲之	市民公募
	則武 和夫	(社福)長岡京市社会福祉協議会事務局長
	長谷川 正昭	市民公募
	深尾 昌峰	京都大学大学院非常勤講師、京都府参与、(特活)きょうとNPOセンター常務理事
	藤井 宣之	(特活)長岡京市民活動サポートセンター理事長
	山田 博子	市民公募

(平成21年6月4日現在。任期は平成21年6月4日から平成23年3月31日まで)

■長岡京市市民参画協働推進本部設置要綱

(設置)

第1条 長岡京市における市民の参画と協働を推進し、社会の公共的領域を市民と行政がともに担う地域社会を実現するための施策について、総合的かつ有効的な推進を図るために、長岡京市市民参画協働推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市政における市民参画協働を進めるための施策の総合的な推進に関する事。
- (2) 市政における市民参画協働に関する具体的、実践的な取組みに関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、推進本部長（以下「本部長」という。）、推進副本部長（以下「副本部長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長、水道事業管理者をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の職務を統括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうち副市長がその職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会は、市民参画協働推進にあたっての実務的事項について協議及び調整をする。
- 4 幹事会は、必要に応じ市民参画協働政策監が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事以外の職員を出席させることができる。

(研究会)

第7条 推進本部に市民参画協働の推進に必要な実務的事項の調査及び研究を行うために市民参画協働政策研究会（以下「協働ワーキング」という。）を置く。

- 2 協働ワーキングメンバーは、公募職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。ただし、公募職員の任期は、原則として委嘱の日から翌年度末までとする。

(事務局)

第8条 推進本部の事務局は、市民参画協働政策監に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表1（第3条第4項関係）

理事
企画部長
総務部長
環境経済部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
上下水道局長
議会事務局長
教育次長
監査委員事務局長

別表2（第6条第2項関係）

政策推進課長
情報管理課長
女性交流支援センター所長
総務課長
環境政策推進課長
環境業務課長
農政課長
商工観光課長
社会福祉課長
児童福祉課長
障がい福祉課長
高齢介護課長
健康推進課長
都市計画課長
まちづくり推進室長
上下水道局総務課長
生涯学習課長
青少年・スポーツ課長
文化振興課長
中央公民館長

■長岡京市市民参画協働推進本部名簿

(平成21年4月1日現在)

【推進本部会議】

役職	所属	氏名	役職	所属	氏名
本部長	市長	小田 豊	委員	健康福祉部長	岩崎 義典
副本部長	副市長	戸田 雄一郎		建設部長	佐々谷 明光
	教育長	芦田 富男		会計管理者	藤田 昭次
	水道事業管理者	河村 豊		上下水道局長	小林 松雄
委員	理事	澤田 洋一		議会事務局長	山本 豊彦
	企画部長	丹羽 正次		教育次長	角田 幸一
	総務部長	山本 和紀		監査委員事務局長	中川 幸乃龍
	環境経済部長	辻井 仁史			

【幹事会】

役職	所属	氏名	役職	所属	氏名
幹事	政策推進課長	森 良男	幹事	障がい福祉課長	山根 達也
	情報管理課長	三谷 寛		高齢介護課長	木下 善次
	女性交流支援センター所長	山本 美由紀		健康推進課長	池田 裕子
	総務課長	喜多 利和		都市計画課長	石田 克明
	環境政策推進課長	中村 修		まちづくり推進室長	立林 三治
	環境業務課長	尾村 建朗		上下水道局総務課長	中路 新一
	農政課長	野村 秀明		生涯学習課長	大江 隆一
	商工観光課長	山田 勝吉		青少年・スポーツ課長	森本 洋
	社会福祉課長	西村 輝夫		文化振興課長	大八木 利之
	児童福祉課長	樋本 達夫		中央公民館長	西小路 清文

【研究会】

役職	所属	氏名
委員	情報管理課	北川 あかり
	人権推進課	伊藤 元紀
	総務課	山口 晋世
	社会福祉課	中村 幸恵
	高齢介護課	西村 朋子
	上下水道局総務課	本間 敬光
	学校教育課	裕 恵

【事務局】

所属	指名
市民参画協働政策監	安田 博子
市民参画協働担当主査	中村 知行
市民参画協働担当主査	板垣 美紀

■長岡京市市民協働のまちづくり指針策定の経過と今後の予定

開催日	内容
平成 21 (2009) 年 4月7日 (火)	第 1 回市民参画協働推進本部会議開催
平成 21 (2009) 年 6月4日 (木)	第 1 回市民参画協働懇話会 ・長岡京市における市民参画協働に関する取り組み経過及び現状について ・長岡京市における市民協働のまちづくり指針策定について ・長岡京市市民参画協働懇話会の今後のスケジュールについて
平成 21 (2009) 年 7月31日 (金)	第 2 回市民参画協働懇話会 ・市民活動サポートセンターの取り組みについて ・協働指針の内容について (意見交換)
平成 21 (2009) 年 10月5日 (月)	第 3 回市民参画協働懇話会 ・協働についての基本的な考え方について ・市で行われる協働事例について ・ワークショップ「協働して進めていきたいこと、市民だからことできること、市役所だからこそできること」
平成 21 (2009) 年 11月10日 (火)	第 4 回市民参画協働懇話会 ・市民協働のまちづくり指針 (暫定版) について
平成 21 (2009) 年 12月17日 (木)	第 5 回市民参画協働懇話会 ・市民協働のまちづくり指針 (案) の検討について 第 2 回市民参画協働推進本部会議開催
平成 21 (2009) 年 12月25日 (金) から 平成 22 (2010) 年 1月22日 (金)	市民協働のまちづくり指針 (案) について、パブリックコメントを実施
平成 22 (2010) 年 1月26日 (火)	市民協働研修会開催
平成 22 (2010) 年 2月5日 (金)	第 6 回市民参画協働懇話会 ・パブリックコメントの結果について ・市民協働のまちづくり指針 (最終案) について
平成 22 (2010) 年 2月18日 (木)	第 3 回市民参画協働推進本部会議開催
平成 22 (2010) 年 4月1日 (木)	長岡京市市民協働のまちづくり指針 施行
平成 22 年度中	市民協働推進計画、市民協働マニュアルの策定など

■長岡京市における市民参画協働に関する取り組み経過

時期	内容
平成9年度 ～10年度	市の呼びかけにより「長岡京市まちづくり市民懇談会」を設置し、市民の視点でまちづくりを考える活動を推進
平成11年5月 ～13年3月	長岡京市環境基本計画策定に関して、公募市民などを交えたワークショップ開催
平成11年6月 ～12年5月	長岡京市第3次総合計画策定に関して、公募市民などを交えたワークショップ開催
平成11年度	公募市民を中心に「長岡京市まちづくり支援センター構想会議」を組織し「長岡京市まちづくり支援センター構想」を策定（12年3月）
平成12年 4月	「長岡京市情報公開条例」施行
平成12年度	「まちづくり支援センター準備委員会」において、実験プロジェクトの実施などを通じて、市民活動拠点の整備、運営の具体的な提案をまとめる（13年3月）
平成13年 3月	「審議会等の設置及び運営等に関する基準」施行
平成13年度 ～27年度	「長岡京市第3次総合計画基本構想」における「まちづくりの基本姿勢」として、市民の参画と協働による市政を推進することを明記
平成13年度 ～17年度	「長岡京市第3次総合計画基本構想第1期基本計画」 「まちづくり支援センター整備」を重点施策に位置付け
平成14年 5月	「長岡京市民活動サポートセンター」開設。（NPO 法人長岡京市民活動サポートセンターが事業を受託し運営開始。）
平成15年 6月	まちかどトーク開始
平成16年 9月	出前ミーティング開始

平成17年3月 ～5月	長岡京市第3次総合計画第2期基本計画策定に関して、公募市民などを交えたワークショップを開催
平成17年 4月	長岡京市立総合交流センター1階に「市民活動サポートセンター」を移転（指定管理者制度を導入）
平成18年度 ～19年度	京都第二外環状道路建設に伴う高架下空間や環境施設帯の有効利用等を検討し、具体的な整備イメージ及び利用方法や維持管理についてワークショップなどを開催し検討した結果を提言
平成18年度 ～22年度	「長岡京市第3次総合計画第2期基本計画」において、「市民活動サポートセンター管理運営事業」を重点施策に位置付ける
平成20年 4月	市民参画協働政策監、市民参画協働担当を企画部に設置
平成20年11月	パブリックコメント手続制度開始
平成21年 4月	「長岡京市市民参画協働推進本部」設置 地域コミュニティ活性化モデル事業を長岡第七小学校区で開始
平成21年 6月	「長岡京市市民参画協働懇話会」設置
平成21年 9月 ～21年11月	長岡京市立多世代交流ふれあいセンターに設置する男女共同参画フロアの運営方法などについて、関係団体などを交えたワークショップを開催
平成21年10月 ～21年12月	配食サービスをテーマとして、配食サービスを取り巻く現状について、関係団体などを交えたテーマ型協働プラットフォームを実施
平成21年12月 ～22年 3月	長岡京市第3次総合計画第3期基本計画策定に関して、公募市民などを交えたワークショップを開催
平成22年 3月	「長岡京市市民協働のまちづくり指針」を策定 (平成22年4月1日施行)
平成22年 4月	長岡京市立多世代交流ふれあいセンターを開設。センター2階に市民活動オフィスフロアを設置

※ は、市民の参画を推進するための市の制度を表す。

長岡京市市民協働のまちづくり指針

平成 22 年 3 月

発 行 長岡京市企画部市民参画協働政策監

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号

TEL (075) 951-2121 / FAX (075) 951-5410

E-Mail shiminsankaku@city.nagaokakyo.kyoto.jp